

株 主 各 位

本 店 東京都品川区東大井三丁目17番4号
本社事務所 東京都品川区東品川四丁目12番2号

プリマハム株式会社

代表取締役 松 井 鉄 也
社 長

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸1丁目11番2号
アジュール竹芝13階 「飛鳥の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |
- 以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.primaham.co.jp>）に修正後の内容を掲載させていただきます。

【第68回定時株主総会参考書類】

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した収益を確保し継続して利益配分を実施できる企業づくりを目指しております。当期の剰余金の処分につきましては、経営基盤の強化に向けた内部留保の充実を図りつつ、安定配当を実現するため、業績および今後の事業展開等を総合的に勘案して、株主様への利益配分として1株につき2円の期末配当金を還元させていただきたいと存じます。

当期の期末配当金に関する事項につきましては、以下のとおりといたします。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金2円

配当総額 金447,075,224円

③配当がその効力を生じる日

平成27年6月29日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ・平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に基づく会社法（平成17年法律第86号）の改正により、定款の定めにより社外取締役でない取締役（業務執行取締役等を除きます。）および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第26条（取締役の責任の一部免除）および第33条（監査役の責任の一部免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ・株主の皆様への利益配分の機会の充実ならびに経営環境の変化に対応した機動的な配当政策および資本政策の遂行のために、会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を取締役会の決議により行うことができるよう規定を新設するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 （取締役の責任の一部免除） （省 略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第26条 （取締役の責任の一部免除） （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第33条 （監査役の責任の一部免除） （省 略）</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第33条 （監査役の責任の一部免除） （現行どおり）</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 <u>（剰余金の配当の基準日）</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第35条 <u>（期末配当の基準日等）</u> 同左</p> <p>同左</p> <p>第36条 <u>（中間配当）</u> <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第36条 （配当金の除斥期間） 現行どおり</p>	<p>第37条 （配当金の除斥期間） 同左</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制のより一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
たか だ かず ゆき 高田和之 (昭和33年 3月26日生)	昭和55年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成16年4月 伊藤忠インターナショナル会社(ICREST) 出向 (PRESIDENT & CEO) (ロスアンゼルス駐在) 兼 伊藤忠 インターナショナル会社ロ スアンゼルス支店長 平成19年4月 伊藤忠インターナショナル会社食料部門長代行 (ロスアンゼルス駐在) 平成19年7月 伊藤忠商事㈱畜産部長代行 平成20年4月 同社畜産部長 平成23年4月 同社生鮮・食材部門長代行 平成24年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社総合企画室長補佐 平成24年6月 当社内部統制室担当 平成25年4月 当社加工食品事業本部事業統轄室長 平成26年3月 当社食肉事業本部長 (現) 平成26年4月 当社常務執行役員(現)	4,000株

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
 2. 高田和之氏は新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役岩下 誠氏は本定時株主総会の終結をもって辞任され、また、監査役奥平博之、江名昌彦の各氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	おく だいら ひろ ゆき 奥平博之 (昭和32年 8月19日生)	昭和56年4月 三井信託銀行(株)入社 平成12年7月 中央三井信託銀行(株)千葉中央支店長 平成13年4月 同社たまプラーザ支店長 平成15年1月 同社本店融資業務部長 平成17年7月 同社本店営業第五部長 平成20年7月 同社執行役員本店営業第五部長 平成21年6月 同社執行役員融資企画部長 平成22年4月 同社執行役員 平成22年6月 当社常勤監査役(現)	18,000株
2 新任	さ とう こう いち 佐藤功一 (昭和35年 8月23日生)	昭和59年4月 農林中央金庫入庫 平成16年7月 同金庫静岡支店長 平成19年7月 同金庫総合企画部企画開発室長兼副部長 平成21年6月 同金庫札幌支店長 平成24年7月 同金庫仙台支店休職出向(宮城県漁業協同組合) 平成26年6月 同金庫系統人材開発部長(現) ※平成27年6月25日付で農林中央金庫を退職予定であります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 重要な兼 職 の 状 況	所有する 当 社 の 株式の数
3 再任	え な まさ ひこ 江 名 昌 彦 (昭和32年 6月17日生)	昭和56年4月 伊藤忠商事㈱入社 平成16年8月 同社財務部財務企 画室長 平成18年5月 同社中南米総支配 人付兼伊藤忠中南 米会社副社長 (パ ナマ駐在) 平成19年5月 同社中南米総支配 人付 (サンパウロ 駐在) 兼伊藤忠ブ ラジル会社 平成22年5月 同社情報通信・航 空電子カンパニー チーフフィナン シャルオフィサー 平成22年6月 伊藤忠テクノソ リューションズ㈱ 監査役 平成22年6月 ㈱スペースシャ ワーネットワーク 監査役 平成23年5月 伊藤忠商事㈱食料 カンパニーCFO (現) 平成23年6月 当社監査役 (現) 平成23年6月 不二製油㈱監査役 (現) 平成23年6月 ジャパンフーズ㈱ 監査役 (現) 平成25年6月 Dole International Holdings㈱監査役 (現)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 奥平博之、佐藤功一、および江名昌彦の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役の候補者であります。
3. 奥平博之氏については、金融機関における長年の経験を引き続き当社の監査に活かしていただくことを期待し社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
4. 佐藤功一氏については、金融機関における豊富な経験を当社の監査に活かしていただくことを期待し社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。
5. 江名昌彦氏については、同氏がこれまで経験した他社での社外監査役としての豊富な実績を活かしていただくことを期待し社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社は、奥平博之氏および江名昌彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損

害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、奥平博之氏および江名昌彦氏の再任が承認された場合には、奥平博之氏および江名昌彦氏との間で当該契約を継続する予定であります。

7. 佐藤功一氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額については、平成3年6月26日開催の第44回定時株主総会において、取締役が月額2,000万円以内、監査役が月額400万円以内にご承認いただき今日に至っております。

しかし、今後の役員報酬の機動的な運用を可能とするため、取締役および監査役の報酬額の定めを月額から年額に改め、報酬額を改定いたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は3名であり、第3号議案「取締役1名選任の件」および第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役は8名（うち社外取締役1名）、監査役は3名となります。

また、支給時期、配分などにつきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来と同様使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

●確定金額報酬

取締役の報酬額（確定金額報酬額）を年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）、監査役の報酬額（確定金額報酬額）を年額50百万円以内といたしたいと存じます。

以上

メ モ

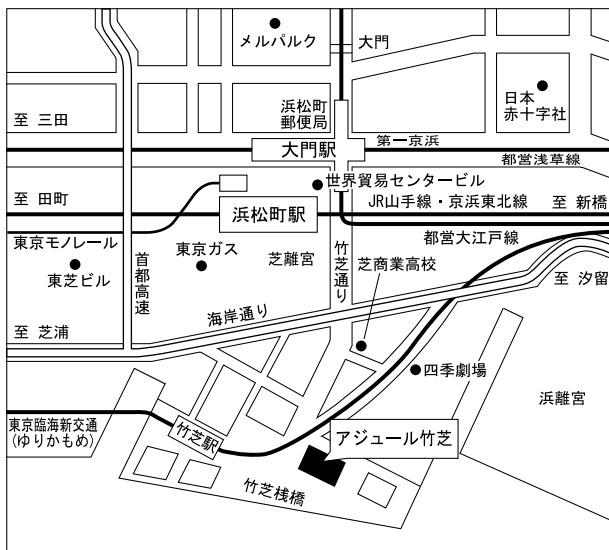
A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

アジュール竹芝13階「飛鳥の間」

東京都港区海岸1丁目11番2号

電話 (03) 3437-2011



東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分

JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より竹芝方向へ徒歩7分

都営浅草線・大江戸線大門駅出口「B1」「B2」より徒歩10分